



**基本方針4  
まもる**

**～交通ルールの遵守～  
市民と連携した交通安全の意識づくり**

### 1 交通安全啓発活動の拡充

自転車の安全な利用に向けては、「方針1はしる」の自転車空間整備とあわせて、自転車利用者、歩行者、自動車利用者など道路を利用するすべての人に、自転車は車両であるという意識づくりを進めていくことが有効であると考えます。

このため、現在、取り組んでいる施策の拡充や充実に向けて検討を進めています。

#### (1) 原則車道走行、左側通行など自転車利用ルール徹底の推進

「自転車安全利用五則」（「自転車の安全利用の促進について」（平成19年7月10日付中央交通安全対策会議交通対策本部決定））に基づき、自転車は原則車道左側通行や例外的に歩道通行する場合は歩行者優先で徐行するなど、自転車利用ルールについて、道路を利用するすべての人に対して、地域、学校など関係者と連携しながら、自転車利用のルールの周知徹底を図っていきます。

※・13歳未満の子どもや70歳以上の人、車道通行に支障のある身体障がい者が運転している場合は除く。

- ・車道で道路工事をしている、車道の幅が狭く著しく車が多いなど車道通行が危険な場合は除く。



警察庁・都道府県警察



【資料：警察庁ホームページ】



## (2) 自転車事故防止のための効果的な交通安全教育の推進

自転車空間整備にあわせて、道路を利用するすべての人に通行ルールや路面表示などの周知を図り、交通ルールの遵守につなげていきます。また、自転車利用の効果や自転車の快適な乗り方など自転車利用促進につながる意識づくりも進めています。

- ①藤沢市が主催するイベント、地域で行う祭り、商業施設での各種イベントなどの機会において、自転車安全走行キャンペーンを展開していきます。
- ②通学時に自転車を多く利用すると想定される高校生・大学生を対象に交通安全教育を行い、自転車安全運転マニュアルの配布を検討していきます。
- ③自動車のドライバーに対する安全啓発として、運転免許の更新講習などと連携した自転車ルールの周知策を検討していきます。
- ④広報誌・ホームページなどを通じ、自転車利用ルールについて広く周知を行っていきます。



図 藤沢各地区での啓発活動

## 2 防犯への意識づけ活動

交通安全啓発活動の機会において、駐輪時の施錠の徹底や防犯への意識づけ活動の実施などを推進していきます。

### (1) 駐輪時の施錠の徹底の推進

自転車盗難被害のうち無施錠による盗難が高い割合となっているため、安全啓発活動の機会において、自転車への施錠の徹底を周知する活動を展開します。

### (2) 防犯登録の推進

自転車の盗難防止と被害回復の促進を目的として、自転車防犯登録を推進します。安全啓発活動など様々な機会をとらえ、防犯登録を推進する活動を行っていきます。



### 3 自転車環境づくりにあわせた意識の啓発

自転車走行空間を確保するため、自動車の安全走行への誘導及び周知をする活動を推進します。

#### (1) 自転車走行空間における安全走行の確保

自転車環境づくりにあわせて、自動車運転免許の更新講習及び安全教室などと連携し、安全走行を周知する活動を推進します。

### 4 社会情勢に伴う交通ルール意識への啓発

警察庁の通達（2011年（平成23年）10月25日）より、自転車は原則車道走行することになっていますが、まだまだ歩道走行による事故が発生していることから、従来の姿勢や認識を転換し新たな認識の啓発をしていきます。

#### (1) 交通ルール認識への啓発活動の推進

- ①「自転車通行可」でない歩道に対し、自転車走行禁止の徹底を周知する活動を推進します。
- ②自転車教育を関係部署と連携し、交通管理者へは、自動車運転免許更新時の講習でのルール教育を依頼します。
- ③幼稚園・保育園・学校や地域及び高齢者に対する交通安全教育を推進します。
- ④社会人に対する、事業所単位での交通ルール教育を依頼します。

### 5 幼児二人同乗基準に適合した自転車利用の促進

6歳未満の幼児を二人乗せて自転車を運転するには、運転者用乗車装置と幼児用席2つを設けるために必要な構造などを有した自転車を使用することが義務づけられていることから、この安全基準に適合した幼児二人同乗用自転車の利用を促進します。

#### (1) 幼児二人同乗用自転車の利用促進



図 幼児二人同乗用自転車

の問題を抱えていることは、必ずしも珍しいことではない。しかし、自転車の運転技術を向上させるためには、自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要がある。

自転車の運転技術を向上させるには、まず自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。また、自転車の構造や運転の仕組みを理解するには、自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。

自転車の運転技術を向上させるには、まず自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。また、自転車の構造や運転の仕組みを理解するには、自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。

## 進行管理と定期的な見直し



### 1 進行管理と定期的な見直しの考え方

### 2 プランの実現に向けた推進体制

自転車の運転技術を向上させるには、まず自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。また、自転車の構造や運転の仕組みを理解するには、自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。

自転車の運転技術を向上させるには、まず自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。また、自転車の構造や運転の仕組みを理解するには、自転車の構造や運転の仕組みを理解する必要があります。

## 進行管理と定期的な見直し



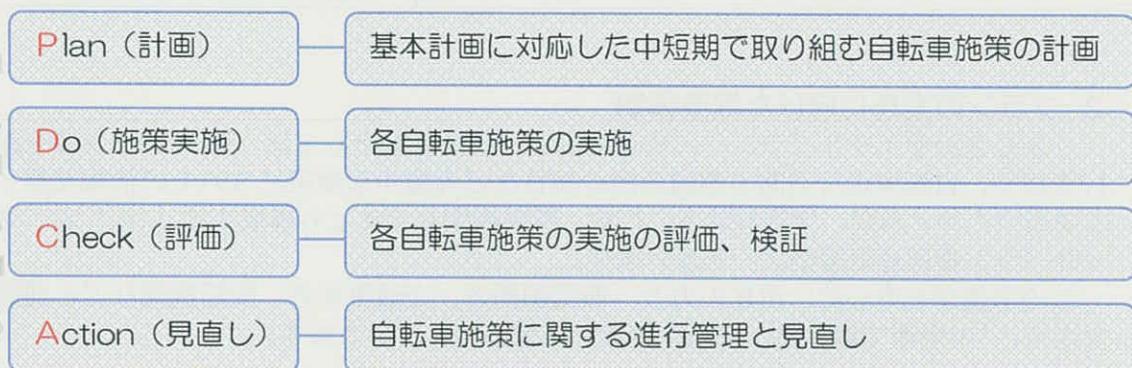
### 1 進行管理と定期的な見直しの考え方

「ふじさわサイクルプラン」の基本計画では、2030年（平成42年）を見据えた自転車施策の基本方針を示しています。また、中短期に取り組む自転車施策では、概ね10カ年を計画期間として、取り組んでいく自転車施策を示しています。

この「ふじさわサイクルプラン」の実現に向けては、方針に応じた評価指標を設け、中短期に取り組む自転車施策の実施状況を定期的に確認し、評価指標などを把握することが重要と考えています。

このため、進行管理については、定期的に進捗状況を把握し、評価、検証により課題となつた内容に対応するよう各施策の見直しを行い、改善を図るPDCAサイクルを用いて進捗管理を行っていきます。あわせて、社会情勢や市民ニーズの変化に基づく確認・見直しが可能なよう、交通に関する市民意識調査を定期的に行い、自転車施策に対する満足度について定期的な調査も行っています。

また、中短期的な自転車施策の進捗や、社会経済情勢に大きな変化が生じた際には、本ふじさわサイクルプランの見直しを行います



PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

#### (1) 評価指標について

「ふじさわサイクルプラン」の実現に向け、定量的なアウトプットや市民満足度調査による評価指標を次のように設定します。

方針に応じた自転車施策の実施による評価指標の目標に対する達成度や市民の意識・満足度を定期的に検証することにより、施策の効果や達成状況を確認します。

方針1～走行空間整備～ 安全・快適に走行できる自転車走行空間づくり

方針2～駐輪環境整備～ 鉄道駅周辺を重点とした人にやさしい駐輪環境づくり

評価指標	目標
・自転車走行空間の整備延長 (道路空間再配分・新設)	・自転車走行空間の5km整備をめざします。あわせて、検討していく路線の中で、整備を実現化する路線を増やします。
・鉄道駅周辺の自転車走行空間の充実度	・重点とする4つの鉄道駅について、設定したエリア内の整備及び駐輪環境の充実をめざします。
・自転車利用に関する満足度	・自転車利用に関する満足度の向上をめざします。



## 方針3～利用促進～ 市民や来街者が自転車利用しやすい環境づくり

評価指標	目標
・代表交通手段構成における自転車の利用割合	・自転車の利用割合の増加をめざします。

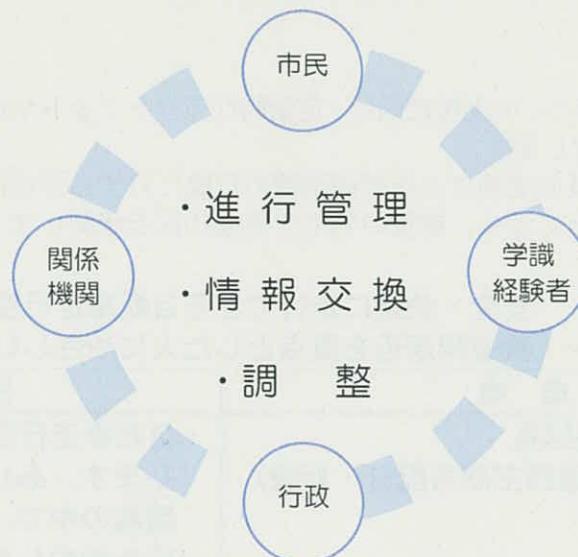
## 方針4～交通ルールの遵守～ 市民と連携した交通安全の意識づくり

評価指標	目標
・自転車の交通事故件数	・自転車に関連する事故の減少をめざします。
・交通安全教室の開催数	・自転車を含めた交通安全教室の開催による市民の交通安全意識の向上をめざします。

## 2 プランの実現に向けた推進体制

「ふじさわサイクルプラン」の実現に向けた推進体制としては、PDCAサイクルを用いた進行管理や、自転車走行空間の整備形態の調整など実施する施策についての情報交換・調整などをを行うため、市民、学識経験者、行政、関係機関などにより構成する「(仮)ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」を設けます。

この協議会を中心に、市民の方々、商業関係者、交通事業者、関係機関などと連携を図りながら、「中短期で取り組む自転車施策」に取り組んでいきます。



計画の推進体制のイメージ

## **ふじさわサイクルプラン(素案) 概要版**

平成 25 年 12 月

藤沢市 計画建築部 都市計画課